

都内透析医療機関 管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策部長

(公 印 省 略)

人工透析が必要な H I V 感染者の受入れについて (依頼)

平素より、東京都における感染症対策に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

H I V 感染症・エイズは、標準感染予防策を講じることで感染を予防できることが科学的知見で示されており、令和 7 年 11 月に全部改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」では、医療及び福祉の現場においては、H I V に感染しているという理由だけで医療従事者や介護従事者等が診療、サービスの提供等を拒否することや、消極的になること等はあってはならず、感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることが確保されなければならないことが明記されました。

H I V 感染者においても、高齢化に伴う慢性腎臓病の合併が増加し、抗 H I V 薬の長期投薬による副作用として腎障害を来す場合があります、今後、透析導入例が増加することが予想され、透析医療については特に受入体制の改善が必要です。

都内透析医療機関におかれましては、感染対策の徹底等に取り組んでいただいているところですが、医療従事者等が安心して診療にあたるために、東京都 HIV 感染防止のための予防服用マニュアルや曝露後予防服用のための協力病院緊急連絡先リストを御活用いただきながら、下記のとおり人工透析が必要な H I V 感染者の受入れにご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 H I V 感染透析患者の受入れについて

H I V 感染者に対する留意事項をまとめた各種ガイドラインを医療従事者に周知するとともに、H I V 感染透析患者の外来維持透析に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

(参考)

(1) 東京都医療従事者向け研修動画

「HIV/エイズ 死の病から慢性疾患へ、地域で自分らしく暮らすとは～H I V 陽性者の透析療法～」

URL : <https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/seikansensho/healthcare-worker/index.html>

(2) HIV 感染透析患者医療ガイド改訂版 2019

(厚生労働行政推進調査事業 HIV 感染症の医療体制の整備に関する研究班)

URL : https://www.touseki-ikai.or.jp/htm/07_manual/doc/20190301_hiv_guide.pdf

(3) 透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン（六訂版）

（日本透析医会）

URL：https://www.touseki-ikai.or.jp/htm/05_publish/doc_m_and_g/20231231_infection_control_guideline.pdf

(4) 抗 HIV 治療ガイドライン（2025 年 3 月）

（厚生労働行政推進調査事業 HIV 感染症および血友病におけるチーム医療の構築と医療水準の向上を目指した研究班）

URL:https://hiv-guidelines.jp/pdf/hiv_guideline2025.pdf

XV I 「医療従事者における HIV の暴露対策」P144.において、「暴露後予防対策が徹底されれば、職業上暴露による HIV 感染リスクは「ほぼゼロ」に出来る可能性が高いと考えられる(米国、イギリスともに 20 年以上にわたって報告されていない)」と記載されています。

2 HIV 曝露時の対応について

曝露発生に備え、都が制作した「H I V 曝露時の対応マニュアル」や「予防服用のための協力病院緊急連絡先リスト」を整備いただくとともに、仮に曝露が発生した場合でも対応マニュアルに沿った予防内服を行えば、ほぼ 100%感染予防が可能であることを周知いただくようお願いします。

(1) HIV 感染防止のための予防服用マニュアル - 暴露事象発生時緊急対応用

（令和 6 年 10 月改定版）

URL：https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/hokeniryo/hiv_yobomanual

(2) 予防服用のための協力病院緊急連絡先リスト（令和 7 年 1 月現在）

URL：https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/hokeniryo/hiv_yobolist

【担当及び問合せ先】

東京都保健医療局感染症対策部
防疫課エイズ対策担当 渋谷、塩崎
電話 03-5320-4487